

電子版センターだより

Gunma Prefectural Education Center

群馬県総合教育センター



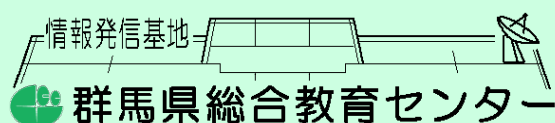
- No14 -

平成28年3月7日(月)配信

<掲載内容>

	頁
1 平成28年度の新規研修講座紹介	1
2 ぐんま教育フェスタの報告	2
3 第13回ぐんま教育賞 入賞者の決定	4
4 英語教育の推進	5
5 いじめ防止の取組への支援	6
6 教育の情報化への支援	7
7 保育アドバイザーの派遣	8
8 不登校対策の取組の紹介	9
9 手話言語条例、障害者差別解消法の施行	10
10 総合教育センターへ来所される方へ	11

* 編集後記 *



平成28年度の新規研修講座紹介

～ 11の研修講座の概要について ～

国や県の動向、喫緊の課題などを踏まえて、来年度新たに11の研修講座を開設することで、ライフステージや職に応じた教職員の資質向上を図ります。

1 基幹研修

- ・ 高校実習教員10年目経験者研修
- ・ 高校実習教員15年目経験者研修

教科指導に関連した諸課題への対応力を高め、専門教科の実習担当教員としての実践的指導力の向上を図ります。

2 指定研修

- ・ 新任幼稚園教頭・主任等研修

園長の園経営を支える教頭・主任等の職務とその意義を理解するとともに、園経営を支えるのに必要な実践的な組織マネジメント能力を高めます。

3 希望研修

- ・ 共通教科情報研修講座

共通教科情報の指導力向上を図り、生徒のICT活用能力の育成を目的とした授業づくりに必要な知識・技能を習得します。

- ・ 道徳の授業づくり研修講座

道徳教育の一層の充実に向け、目標を明確にした授業づくりや発達の段階を重視した指導の開発など、道徳の時間における指導力の向上を図ります。

- ・ 心理検査研修講座

田中ビネーVの実施方法や結果の解釈、活用についての理解を深め、日々の児童生徒理解や学習指導等への生かし方を学びます。

- ・ ぐんま教職員キャリアアップ研修講座

社会の急速な進展に対応する最新の知識・技能を習得するとともに、実践的指導力を高め、同僚や地域と協働して教育活動を推進する力を身に付けます。

- ・ 異校種異動者研修講座

異校種の異動によって生じた課題解決のため、児童生徒の発達段階に応じた教科指導力や学級経営力の向上を図ります。

- ・ 異校種異動に伴う高校教科指導力向上研修講座

特別支援学校から高等学校又は中等教育学校への異動教員に対して、教科指導力の向上を図ります。

- ・ 高校2年目フォローアップ研修講座

2年目の教員として求められる、基礎的な学級経営力の育成を図ります。

4 公開講座

- ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導研修講座

外国人児童生徒に対する日本語指導の専門性を高めるため、効果的な指導方法等に関する知識や技能を習得するとともに、「特別の教育課程」を踏まえた組織的・継続的な指導を推進する力を身に付けます。

ぐんま教育フェスタの報告

～ 未来へ はばたけ ぐんまのこども ～

平成28年2月6日（土）、学校関係者及び一般県民を対象に「ぐんま教育フェスタ」を開催しました。今年度はテーマを「未来へ はばたけ ぐんまのこども ～確かな学力を支える豊かな心～」として、特別講演や研究発表等を行いました。教育フェスタ当日の様子を報告します。

1 オープニングイベント・ぐんま教育賞表彰式

今年度は、オープニングイベントの後、ぐんま教育賞表彰式を行いました。

群馬県議会議員、都市教育長協議会会長、町村教育長会会長、教育賞選考委員を来賓として迎え、盛大に行われました。



オープニングイベント



ぐんま教育賞表彰式

2 特別講演

■ 演題 「確かな学力を支える豊かな心」

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授 谷田 増幸 氏

中央教育審議会道徳教育専門部会の委員としてご活躍された谷田先生より、道徳の教科化へ向けた最新の情報に触れながら、これからの時代を心豊かによりよく生きようとする子どもたちの育成についてお話をいただきました。

〈主な内容〉

- 「道徳の時間」の課題の例として、各教科に比べたら軽視されがちであること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導になっていることなどがあります。分かっていることでも、さらに深く考えたり発見があるような授業を目指すための工夫が必要だと思います。
- 道徳科への転換に係る具体的なポイントとして、「道徳科に検定教科書を導入」、「内容については、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善」、「問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫」があります。また評価においては、数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を図ることが大切です。
- 教材（読み物資料）をもとに、これからの道徳授業を一緒に考えました。道徳科とアクティブ・ラーニングということで、資料「二通の手紙」をもとに、主発問を考える演習を取り入れました。

〈受講者の声〉

- ・道徳の教科化に向けたポイントや評価の際の問題点や課題がとてもよく分かりました。ありがとうございました。
- ・「二通の手紙」をもとにした演習を通して、教師の教材研究の大切さを痛感しました。大変参考になる講演でした。



特別講演

3 研究発表

研究員、長期研修員、長期社会体験研修員の研究発表と、特別研修員の研究概要展示を行いました。英語カリキュラムチームによる英語教育改革に関する発表にも、多数の方に参加いただきました。



研究員



長期研修員



長期社会体験研修員

〈受講者の声〉

- ・ 授業者の先生が実際に、丁寧に説明してくださり、短時間で要点が具体的に理解できてよかったです。
- ・ 掲示も工夫されていて、とても見やすく参考になるものばかりでした。
- ・ 研究内容、プレゼンの方法ともに、大変すばらしく、群馬の教育をまさに先導するものだと思います。



英語教育改革に関する発表

4 参加者体験・展示

幼児教育、特別支援教育、いじめ防止フォーラム、郷土学習、道徳教育等の展示を行いました。郷土学習として「東国文化～勾玉づくり体験～」や、特別支援学校の作業製品の販売を実施しました。幼児教育では、豊かな心を育む絵本の魅力を伝える「絵本について語る会」を実施しました。



特別支援教育



いじめ防止フォーラム活動紹介



道徳教育



勾玉づくり体験



特別支援学校の作業製品販売



絵本について語る会

〈受講者の声〉

- ・ 郷土学習やいじめ防止フォーラムの取組などの発表があり、全県の教育課題への取組がよく分かりました。
- ・ 現場ですぐに実践したいことばかりでした。地に足のついたすばらしい実践でした。

第13回 ぐんま教育賞 入賞者の決定

本年度は「みやま未来賞（県民の部）」118編、「杉の子賞（教職員の部）」26編、合計144編の応募がありました。その中から、最優秀作品をはじめ優秀賞、奨励賞が決定しました。各部門の最優秀作品の概要を紹介します。

1 みやま未来賞（県民の部）最優秀賞

「児童生徒の心理ケア」

今井 遥（東京福祉大学）

〈概要〉

学校に通う子ども達は、成長・発達途上である。そのため、個人差はあるが多くの子どもが様々な心の問題を抱えている。大きな問題として、不登校やいじめ、中1ギャップなどが挙げられる。これらの問題が原因で、教育を受けられなくなってしまった児童生徒がいるのだ。こういった子ども達を少しでも減らすためには、養護教諭による心理ケアが重要となる。児童生徒にとって身近である養護教諭という存在が、児童生徒の心理的安定に繋がれば良いと考える。



表彰式の様子

2 杉の子賞（教職員の部）最優秀賞

「特色ある教育活動の実践 ～時代が求める農業教育を目指して～」

石井樹一郎（県立安中総合学園高等学校）

〈概要〉

生徒が総合学科高校の農業に魅力を感じ、2年間の専門学習にやりがいを持てる教育内容を提供したいと考え実践した。「有機JAS」「食品製造販売業許可（つけ物）」を取得したことで、付加価値のある「6次産業化」に結びついた。そして、環境に配慮した野菜を次の世代へ繋げる「食育」へと広がった。今できる農業、世の中が求める農業に取り組み、進化し続ける総合学科高校を目指し、生徒に夢を与える実践型教育を行っている。

他の入賞者は以下のとおりです。（敬称略）

	みやま未来賞	杉の子賞（所属）
優 秀 賞	林 裕介	岩田 悦夫（県立沼田高等学校）
	星野 美咲	神林 美紀 長南 美穂（千代田町立東小学校）
奨 励 賞	松本 有紀	戸部 真吾（前橋市立元総社南小学校）
	小野寺美里	荒舘 真理（県立盲学校）
	徳永 優子	中本 美奈（大泉町立北小学校）

※入賞作品の詳細は、センターWebページにて主題及び作品全文を公開します。是非、ご覧ください。

[ぐんま教育賞紹介Webページ http://www.nc.center.gsn.ed.jp/?page_id=183]

英語教育の推進

～ カリキュラム開発チームの取組から ～

1 はじめに

群馬県教育委員会は「英語教育強化地域拠点事業」において、国の指定として前橋、嬭恋、沼田の3地域を、県の指定として高崎、太田の2地域を拠点地域として指定し、実践的な研究を進める小・中・高等学校の研究指定校を設置しています。

この研究指定校では、平成26年度から29年度の4年間で英語教育に関する教育課程や指導方法の改善に資する研究開発を行っています。

2 カリキュラム開発チームの取組

(1) 平成27年度版小学校英語教育カリキュラムの作成について

総合教育センターでは、昨年度より、「カリキュラム開発チーム」が研究指定校（小学校）で活用する英語教育カリキュラム（指導計画や指導資料、音声教材など）を作成しています。

今年度は、昨年度から研究指定校での活用を通して修正・改善した以下の成果物を3月に各学校に配布する予定です。

- ・小学校3・4年生35時間対応カリキュラム
TTでの指導用と学級担任単独指導用活動案
- ・小学校5・6年生35時間対応及び70時間対応カリキュラム
TTでの指導用教科型カリキュラム
- ・5・6年生用評価モデル資料集
教科化に向けた評価に係る児童の見取り資料。単元のまとめ
- ・学級担任用英語表現集等
学級担任が用いる教室英語の紹介
- ・研修用映像資料

英語教育強化地域拠点校での授業風景や、カリキュラム開発チームによる模擬授業の様子

(2) 英語教育フォーラムにおける模擬授業の実施について

総合教育センターにおいて12月9日（火）に英語教育フォーラムを実施し、小・中・高等学校の約130名の先生方が集まりました。英語教育に関する講演会の前にカリキュラム開発チームの長期研修員が、作成した英語教育カリキュラムをもとに1つの単元の流れを示しながら模擬授業を行いました。

参加者からは「小学校の外国語活動の授業について知ることができてよかった」という感想が多く聞かれました。

3 おわりに

カリキュラム開発チームでは、カリキュラムの開発と併せて今後も授業支援など英語教育の推進を図っていきます。

学校からの相談や校内研修等の支援にも対応しますので、ご質問等がありましたら、お問い合わせください。



小学校英語教育カリキュラム



学級担任用英語表現集



模擬授業風景

いじめ防止の取組への支援

～ 「いじめ防止研修講座」 ～

いじめの問題については、各学校において全職員の共通理解の下、いじめの防止に向けた体制を構築することや、児童生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかけていくことが大切です。

総合教育センターでは、いじめ防止に向けた実践的指導力の向上を図ることを目的として、「いじめ防止研修講座（講座コード3330）」を開催しました。いじめの問題の現状や解決に向けた取組について、二人の講師をお招きし、最新の動向や具体的事例とその対応等について研修しました。

1 研修内容

「ネットいじめの現状と課題」

講師：群馬県警察本部 生活安全企画課サイバー犯罪捜査室 室長補佐 星野 純 氏

ネットいじめの対応では、問題を早期に発見することや、相談体制の確立として、相談しやすい雰囲気を作ったり、相談できる日時や方法等の説明をしたりすることが大切であると話されました。学校と家庭が協力しながら、個人情報扱いやインターネットの特徴についての教養を子どもに身に付けさせるなど、心と知識の教育の大切さについて教えていただきました。



「いじめ問題の現状と学校における取組の課題」

講師：国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官 滝 充 氏

「生徒指導リーフ」や「生徒指導支援資料」の説明を受け、学校や教職員が何をすべきなのかを確認することができました。また、各学校の「学校いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとし、効果的な指導・支援を展開する必要性に触れる中で「いじめによって、悲しくつらい思いをする児童生徒が出ないように、日々の教育活動を行いましょう。」という滝先生の言葉が強く心に残りました。



「生徒指導リーフ」は、生徒指導に関する疑問点や問題点、定義や手法など、学校現場が知っておきたい話題についての解説や提案がとても参考になります。常にインターネットから最新版が入手でき、シリーズ全体で生徒指導の全体像を理解することができる構成になっています。

「生徒指導支援資料」は、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を実行する中で、適切にいじめに対処できるよう一連の流れを再確認するための資料です。さらに、「いじめに関する研修ツール」を活用し、いじめに対する取組姿勢を点検するとともに、学校全体で認識を共有することができます。

※資料「生徒指導リーフ」「生徒指導支援資料」の掲載場所

国立教育政策研究所Webページ：http://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html

2 来年度へ向けて

来年度も本講座を開催します。ネットいじめの現状と防止に向けた啓発活動についての講演や、いじめの問題に対する各学校での具体的な取組について実践発表を聞き、協議することで、各学校のいじめの未然防止や早期解決等の取組に生かすことができる内容となっています。

詳しくは年度末に配布される研修講座案内をご覧になり、お申し込みください。

教育の情報化への支援

～ 情報モラルとICT活用に関わる研修講座 ～

総合教育センターでは、学校における教育の情報化を推進するため、基幹研修において各ライフステージに応じた教育の情報化に関わる研修内容を系統的に位置付けて実施しています。また、指定研修や希望研修においても、情報活用及び情報教育関連の研修を行って、各学校における教育の情報化を支援しています。

1 情報モラル

情報モラルに関する研修として、平成26・27年度の2年間で県内全ての学校を対象に、「携帯・インターネットの問題対策研修（講座コード2630）」を実施しました。

研修では、現状と課題を知り、家庭や児童生徒への指導資料の作成や問題発生時の危機管理の方策作成など、問題の予防と早期解決を実現する力の向上を図るための協議・演習を実施しました。

平成28・29年度の2年間も県内全ての学校を対象に、情報モラルの新たな問題の一つである「ネット依存」について取り上げ、その対応に向けた研修を実施します。

ネット依存の現状と未然防止・早期解決に向けた取組についての専門家の講演や、自校における情報モラル対策についての協議など、学校現場ですぐに役立つ講演・協議を準備しています。



危機管理の方策作成



校種ごとの班による協議

2 ICT活用

今年度は、最新のタブレット端末等を活用した「ICT活用力向上研修講座（講座コード3290）」を、1月に実施しました。来年度は夏季休業中に実施します。

研修講座では、受講者のスキルや校種などにより、合計で4コース5日間で実施します。「ゼロから始めるタブレット端末コース」は、タブレット端末に触ったことのない初心者の教員を対象にします。

「タブレット端末活用実践コース」は、タブレット端末を授業等で活用している教員を対象にします。

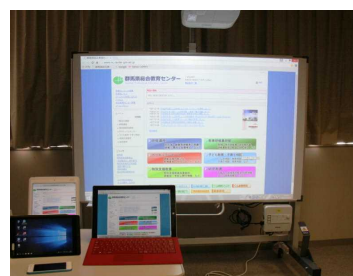
タブレット端末の台数の関係で、全てのコースで参加人数の制限がありますが、興味のある方は是非、申込みください。

<来年度の研修講座>

コース	人数
ゼロから始めるタブレット端末コース1 (Windowsタブレット)	30人
ゼロから始めるタブレット端末コース2 (iOSタブレット)	9人
タブレット端末活用実践コース (小・中・中等前期編)	20人
タブレット端末活用実践コース (高校・中等後期編)	20人

※詳しくは年度末に配布される研修講座案内をご覧ください。

新しい機器を導入しました！



今年度、コンピュータ室1にタブレット端末や実物投影機、液晶プロジェクタなどの最新のICT機器を導入しました。

研修講座では、タブレット端末や液晶プロジェクタなどの操作を無線LAN環境で体験することができます。

情報モラルやICT活用に関する研修については、各学校の要望に応じてセンター職員が出向く「研修支援隊」でも行っています。詳しくは、以下のカリキュラムセンターWebページをご覧ください。

[http://www.nc.center.gsn.ed.jp/?page_id=68]

保育アドバイザーの派遣 ～ 各種研修会や講演会の取組から ～

1 はじめに

幼児教育センターでは、幼児教育の専門家を中心とした12名の「保育アドバイザー」を、各学校園や地域からの要請により、教職員や保護者、子育て支援者などを対象とした研修会の講師として派遣しています。

保育アドバイザーは、幼児教育・保育の支援だけでなく、家庭教育支援も行っていて、幼稚園や保育所のほかに、小学校の保護者も対象とした子育てに関する講話も行っています。本年度はさらに、家庭教育支援の一環として、高校生を対象とした講演会も行いました。

2 保育アドバイザーの取組

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等の教職員への研修

今年度は、県内32施設に出向き、以下のような内容の研修会を実施し、先生方のお手伝いをしました。

【保育の基本】「幼児期にふさわしい環境の構成と援助について」
「遊びを育てる保育者の援助」

【実技】「年齢に応じた運動遊び」
「運動遊びの環境構成と活動内容の充実」

【子ども・子育て新制度等】「新制度における保育のあり方」
「子育て支援の方法」

【特別支援教育】「気になる幼児の理解と支援」 など

(2) 保護者・子育て支援者対象の講座

今年度は、県内42施設に出向き、以下のような内容で講話等を行いました。

【家庭教育】「子どもの未来を創る家庭の力」「お父さんのための子育て講座」
「あなたの笑顔が大好き～子育てを楽しく」

【実技】「子育てに生きる絵本や物語」「親子のふれあい遊び（おもちゃ作り、運動遊び、手遊び）」

【遊びや発達】「生活と遊びの中で育つ子どもたち」「子どもの発達と生活リズム」

【幼小接続】「小学校生活のスタートにあたって」

【子育て支援】「地域で支える子育て支援の在り方」 など

(3) 高等学校での講演会

高校生を対象として「伝えたい“いのち”のこと」と題し、「連綿と受け継がれてきた命を次世代に受け渡すためにも、かけがえのない命を大切に、自分の人生を自分らしくしっかり歩んでほしい」という内容の講演会を行いました。

参加者からは「改めて命について考えた」、「自分を大切に生きていきたい」等の感想が寄せられました。



実技研修での講話



高等学校での講演会の様子

3 おわりに

総合教育センターでは、今後も保育アドバイザーを原則無料で派遣し、幼児教育・保育の支援、家庭教育支援に役立てたいと考えています。詳しくは、以下のWebページをご覧ください。 [http://www.nc.center.gsn.ed.jp/?page_id=74]

不登校対策の取組の紹介

～ 県内適応指導教室の訪問、研修会等の実施 ～

総合教育センターでは、不登校対策の取組（文部科学省いじめ対策等生徒指導推進事業）として、今年度、臨床心理士2名と県内のスクールソーシャルワーカーである社会福祉士1名、精神保健福祉士1名を「自立支援アドバイザー」として委嘱しました。

今年度、自立支援アドバイザーは県内各市町の適応指導教室を訪問し、事例検討会、参観等を通して、心理や福祉及び医療の視点から支援・助言してきました。本年度の不登校対策の取組を紹介します。

1 目指す多面的・総合的な児童生徒理解

適応指導教室に通室している児童生徒についての事例検討会や指導員が日常の指導で悩んでいることに対して、自立支援アドバイザーが訪問し、心理と福祉及び医療の視点から支援・助言を行いました。

臨床心理士からは、児童生徒が自立していくための支援の仕方や保護者との関係づくり等、心理面について助言しました。また、社会福祉士と精神保健福祉士からは、児童生徒を中心とした家族や取り巻く家庭環境を整理し、社会的資源を活用して解決していく方向性や具体的な連携の仕方について助言しました。

2 意図的・効果的な取組状況を情報提供

県内の適応指導教室で実際に行われている効果的な支援や視点について自立支援アドバイザーが情報提供しました。指導員・相談員とともに「学校と適応指導教室がきめ細かに連携を図ることが大切である」ということを共有しました。

3 事例を交え、具体的な対応例を紹介

自立支援アドバイザーが、事例を交えながら対応例を紹介しました。指導員・相談員のスクールソーシャルワークへの理解が深まり、「いつ」、「何のために」、「誰が中心となって」、「どこから対応していくのか」などの視点を基に、対応している事例について具体的に検討しました。



4 福祉面からの理解や支援の研修会を実施

社会福祉士や精神保健福祉士の役割や活動を広く理解してもらうために、適応指導教室の指導員・相談員等を対象とした研修会を実施しました。不登校支援に福祉や医療の視点からどのように関わっていくことができるのか、どんな有効性があるのかを説明したり、話し合ったりしました。

県内の34箇所の各適応指導教室では、不登校の児童生徒の学校復帰及び社会的な自立に向けた様々な取組が行われています。学校と適応指導教室が一層連携を深め、学校の教職員と適応指導教室の指導員等の取組がきめ細かにつながっていくことを願い、総合教育センターでは上記の取組を推進し、「適応指導教室支援資料」を各学校や適応指導教室等に配布して周知を図っています。

詳細は、総合教育センターWebページの「適応指導教室支援資料（リーフレット）」をご覧ください。

[http://www.nc.center.gsn.ed.jp/?page_id=127]

手話言語条例、障害者差別解消法の施行 ～ 今後、求められる対応について ～

〈群馬県手話言語条例〉（平成27年4月1日から施行）

群馬県は全国で3番目という早さで、「群馬県手話言語条例」を平成27年4月に施行しました。この条例では、「手話は言語である」という認識に基づいて、手話に関する基本理念を定めています。

既に総合的な学習の時間などで、手話の体験活動を行っている学校も多いかと思いますが、改めて教育現場では今後どのような対応を図ればよいのでしょうか。具体的な取組を考える時に大切なのは、この条例が聾者の人権尊重のみをうたっているのではなく、全ての障害への理解と共生社会の実現に寄与すべく制定しているということです。

コミュニケーション手段としての手話の理解を図ることを通して、聴覚障害だけでなく広く障害について理解を深められるように指導していきましょう。

【手話の普及に向けた取組の例】

- 授業や行事等で手話に触れる機会の設定
- P T A行事等における手話教室等の開催
- 教職員に対する研修機会の設定
- 県立聾学校との交流及び共同学習 など

詳しくは、手話言語条例の全文や普及啓発リーフレットが掲載されている群馬県のWebページをご覧ください。

[<https://www.pref.gunma.jp/02/d4200266.html>]



〈障害者差別解消法〉（平成28年4月1日から施行）

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成25年6月26日に公布されました。

文部科学省は、所管事業分野の対応指針（案）の中で、不当な差別的扱い及び合理的配慮の基本的な考え方を示しています。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むこと
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること など

なお、特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成することは、不当な差別的取扱いに当たらないと示されています。

ここで言う「合理的配慮」には、障害の特性等に配慮した教室環境の整備、タブレット端末等のICT機器の活用、筆記に代えての口頭試問による学習評価などがあります。教育現場においては、合理的配慮に対する正しい理解を一層深め、個に応じた対応を心がけていくことで、障害のある児童・生徒が不利益を受けないよう学級や学校の中で必要な変更や調整を図っていきましょう。

群馬県手話言語条例、障害者差別解消法など、国や県の特別支援教育に関する動向については、総合教育センターの研修講座の中でも取り上げていきます。

○太陽光発電設備の設置について

宿泊棟の屋上にソーラーパネルが設置されました。非常時に避難場所となる宿泊棟、災害本部となる会議室などに供給される予定です。

○今後の工事について

- ・3月中に704研修室の床の張替工事があります。
- ・平成28年度に空調機器の改修を行う予定です。

工事により研修等に御迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

* 編集後記 *

ぐんま教育フェスタでは、特別講演「確かな学力を支える豊かな心」を行いました。これまでの道徳の時間の課題例から始まり、道徳科への転換に係る具体的なポイント等について、お話をいただきました。

来年度も、幼児・児童・生徒の「生きる力」の育成に向けて教職員の資質向上を図るため、研修講座をはじめ各種事業の改善・充実に取り組んでいきます。各経験段階に応じた連続性のある研修や、今日的な課題に対応した研修を通して、未来にはばたく群馬の子どもたちを育てていきたいと思いをします。

平成28年度もよろしくお願いいたします。

(文 : K・K)